

広島県告示第四百二十号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定
によって、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定する。

平成二十七年六月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

福山靱線

三 道路の区域

区 間	延 長 (メートル)	上り・下り 又は上下線	備 考
福山市靱町靱四〇三番五地先から 福山市靱町靱七四七番地先まで	五八〇	上り線	
福山市靱町靱六二三番五地先から 福山市靱町靱七七〇番地先まで	一三〇	下り線	